

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高鍋町長 黒木 敏之

市町村名 (市町村コード)	高鍋町 (454010)
地域名 (地域内農業集落名)	高鍋中央地区 中鶴、蚊口下、筏、黒谷、松本、西平原、東平原、北平原、川田、馬場原、 羽根田、中川原、小丸出口、小丸上、小丸下、松原町、旭通、上町、中町、南町、 東町、六日町、蓑江、畑田、後小路、宮越、宮越上、道具小路西、道具小路東、菖蒲池西、 菖蒲池東、下屋敷、蚊口西の一、蚊口西の二、蚊口上、蚊口中、萩原、御屋敷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当町の農業就業人口は、平成12年の737人に対し、令和2年は389人と約半数まで減少し、年齢別でも、60歳以上が全体の66%(R2.2月時点)を占めており、農業者の減少と高齢化が喫緊の課題であり、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、機械の老朽化により作業の非効率さが目立っている。持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え、地域全体で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。また、農業振興地域ではない地域に関しては、公共事業等の対象外となるため、今後耕作放棄地がさらに拡大していくと考えられる。

○蚊口・中鶴地区

当地区は耕作者の高齢化が進んでおり、地区内の担い手の育成が必要である。また、作付農地が点在しているケースが多いため、農地の集約化が課題とされている。

○青木・羽根田地区

当地区は担い手不足について、特にハウス及び水稻の耕作者の減少が目立っている。米や甘藷に関しては、個人の借入地が広い耕作者が多く、作業の効率性が重要とされているが、農道や水路が狭く作業を効率的に行うことができない現状がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・収益力を上げるため、ブランド化を目指し、行政やJAなどと一体となって取り組み、経営の安定化を図る。
- ・量より質にこだわり、素材本来の味や香り、甘みのある美味しい作物作りを行うため、土づくりや水管理を徹底していく。
- ・稼げる農業の確立のため、新品種や新しい技術などを学べる学習会などに積極的に参加し、農産物に付加価値を付けて、労働力に見合う農業収入の増加を目指す。
- ・地域内の異なる品種を育てる農家がお互いのことを考えながら栽培管理に努め、共存していけるような地域を挙げた栽培管理体系の仕組みを確立する。
- ・農地中間管理機構を活用し、中心となる経営体へ農地を集積することで、農地の遊休化を防ぎ、中心経営体の作業の効率化・規模拡大を図る。
- ・若手の農業者を確保するため、農業法人の設立や有機栽培を考慮した集積集約化の実現を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
・農業の作型、作物の育成にあった集積・集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
・耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への変更をスムーズに進められるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道や用排水等の整備、農地の大区画化等の基盤整備を検討する。
・排水路の点検・整備を適切な時期に実施し、農地などへの水害を未然に防止する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・認定新規就農者等地域内の後継者育成や、外部からの雇用等も含め、労働力を確保する。
・労働力の確保が難しい経営体においては、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。
・既存の担い手に農地を集積・集約し、地域の農地を守りながら、若手のリーダー育成を進めていく。
・有機農法・無農薬栽培等の地球環境に配慮した栽培体系への転換を進め、安心安全な農作物のブランド化を図り、消費者から広く受け入れられる農業経営体の育成を目指すことで、持続可能な農業経営へとつなげる。
・JA等との連携を図りながら、地域活性化に貢献できる栽培技術の効率化、地域雇用の確保を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出	☐ ⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他	

【選択した上記の取組方針】